

事業名	事業主体	採 択 基 準			
		事業内容	受益面積	末端支配面積	
農 道 整 備 事 業	広域営農団地農道整備 (広域営農団地農道型)	県	広域営農団地育成対策の一環として、 県が行う広域営農団地における農道網 の基幹となる農道の新設又は改良	1000 ※(300)	
	広域営農団地農道整備 (中山間活性化 ふれあい支援農道型)	県	中山間地域の農業振興を図り、道路事 業との連携をもって都市と中山間地域 の交流拡大及び中山間地域活性化を計 画的・効率的に促進すると認められる ものの新設又は改良	ha以上 200	ha以上
	一般農道整備	県	広域営農団地農道整備事業、基幹農道 整備事業及び農道保全対策事業以外の 農道の新設又は改良(農業集落道及び 農村交流基盤施設の整備を含む)	50 ※(30)	
	農道保全対策	県	既設農道について、点検診断を行うと ともに機能保全対策面からの更新整備 や農道機能強化対策面等からの整備水 準の向上を図るほか、不測の事態が発 生した際の緊急対策等を行う。 (1)点検診断事業 (2)保全対策事業 ①施設機能保全対策 ②交通安全対策 ③環境保全対策	50	
	基幹農道整備	県	農業生産の近代化又は農業生産物の流 通の合理化を図るため重要かつ農村環 境の改善に資する農道網の基幹となる 農道の新設又は改良	ha以上 50 ※(30)	ha以上